

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
20	笹川 朝子（7）	<p>1. 生活保護は権利</p> <p>生活保護制度は、憲法第25条（生存権保障）に規定する理念に基づき、国が生活に困窮している全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的とした制度です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、仕事を失い、また事業が立ち行かなくなり、生活のめどが立たなくなるなど、想定外の事態が起こっています。</p> <p>どうにも立ち行かなくなったとき、まずは生活支援課に御相談くださいという状況をつくるべきではないでしょうか。</p> <p>現状は、相談に行くのをちゅうちょしたり、窓口での申請のハードルが高くて諦めたり、世間のバッシングを気にしたりしています。また、生活保護制度自体を知らない人もいます。困った状況にあっても、生活支援課への相談、申請までたどり着かないのが実情ではないでしょうか。</p> <p>厚生労働省が各自治体に「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」という、審査手続の簡素化や要件緩和の通知を3回出しています。</p> <p>突然の収入減、収入が途絶えるという未曾有の事態の中、一時的な収入減の状態から、もう一度働いて自立するという道を行くための通知です。</p> <p>6月15日の参議院決算委員会で、日本共産党の田村智子議員の生活保護についての質問で、安倍前首相は「ためらわずに申請していただきたい。」と答弁されています。生活保護は最後のセーフティーネットです。生活保護は権利だということを発信し、ためらわずに申請できるような体制を求める立場から、以下質問いたします。</p> <p>(1) 令和元年度及び令和2年度の生活保護の申請状況について</p> <p>(2) 「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」の厚生労働省からの通知を受けて、取り組まれたことはあるのでしょうか。</p> <p>(3) 現在のケースワーカーの配置状況や研修はどのようになっているのでしょうか。</p> <p>(4) 生活保護のしおりの改定の予定はあるのでしょうか。</p> <p>(5) 生活保護は権利という発信をする考えはあるのでしょうか。</p>	市長 及び 担当部長